

八代市議会陳情書取扱基準

令和7年3月11日

議会運営委員会決定

この基準は、八代市議会会議規則（平成17年9月20日議会規則第1号）第145条に規定する陳情書の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 市内の者から提出された陳情書のうち、その内容が次の項目のいずれかに該当すると議長が認めたものは、その取扱いについて議会運営委員会において協議・決定する。

- （1）法令違反又は公序良俗に反するおそれのある行為を求めるもの
- （2）個人、団体等の名誉を棄損し、又は信用を失墜させるおそれのあるもの
- （3）個人の秘密を暴露するもの
- （4）基本的人権を否定するもの
- （5）係争中の裁判事件や判決の変更を求めるもの（司法権の独立を侵害するもの）
- （6）極めて個人的な事案又は私人間のみで解決すべき問題と考えられるもの
- （7）市職員に対する懲戒その他の処分を求めるもの（長の人事権に関与するもの）
- （8）市の事務に関係のない事項であるもの（公益に関する事件について意見書の提出を求めるものを除く）
- （9）外交に関する問題など議会の権限に属さない事項であるもの
- （10）採択、不採択等の議決等のあった請願又は陳情と同一趣旨のもので、その後の状況に特段の変化がないと認められるもの
- （11）趣旨又は願意が不明確で判然としないもの
- （12）その他、議長が議会の審査になじまないと認めるもの

2 市外の者から提出された陳情書（郵送、持参を問わない）については、所管の常任委員会へその写しを配付する。なお、その内容が上記の項目に該当する場合は、その配付について、議会運営委員会において協議・決定する。